

くにたち市民プラザ条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成 29 年 12 月 1 日

提出者 国立市長 永見理夫

(説明) くにたち駅前市民プラザを新設するため、条例の一部を改正するものである。

くにたち市民プラザ条例の一部を改正する条例案

くにたち市民プラザ条例（平成9年12月国立市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1号を加える。

(3) くにたち駅前市民プラザ（以下「駅前プラザ」という。）

国立市北1丁目14番の1

第4条第3号中「前2号」を「前3号」に改め、同号を同条第4号とし、同条第2号の次に次の1号を加える。

(3) 規則で定めるくにたち男女平等参画ステーション（以下「男女ステーション」という。）の業務に関する事。

第5条第1項を次のように改める。

プラザの休館日は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 北プラザ 毎週火曜日並びに1月1日から同月3日まで及び12月

29日から同月31日まで（以下この条及び次条において「年末年始」という。）。ただし、市民サービスコーナーについては、国立市の休日を定める条例（平成3年6月国立市条例第17号）に規定する市の休日（以下この条及び次条において単に「市の休日」という。）とする。

(2) 南プラザ 毎週火曜日及び年末年始

(3) 駅前プラザ 年末年始。ただし、市民サービスコーナーについては、市の休日とする。

第6条第1項を次のように改める。

プラザの開館時間は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 北プラザ 午前9時から午後10時まで。ただし、市民サービスコーナーの利用時間は、午前8時30分から午後5時までとする。

(2) 南プラザ 午前9時から午後10時まで

(3) 駅前プラザ 午前8時30分から午後10時まで（市の休日（年末年始を除く。）については、午前9時から午後10時まで）。ただし、次に掲げる施設の利用時間は、次に定めるとおりとする。

ア 会議室 午前9時から午後10時まで

イ 市民サービスコーナー 午前8時30分から午後7時まで

ウ 男女ステーション 午前10時から午後7時まで（市の休日（年末年始を除く。）については、午前9時から午後5時まで）

第7条第1項中「のうち、市民サービスコーナーを除く施設」を「（市民サービスコーナー及び男女ステーションを除く。）」に改める。

別表第1中

「

|      |                     |   |
|------|---------------------|---|
| 南プラザ | 多目的ホール、会議室、和室、調理実習室 | を |
|------|---------------------|---|

」

「

|       |                         |   |
|-------|-------------------------|---|
| 南プラザ  | 多目的ホール、会議室、和室、調理実習室     | に |
| 駅前プラザ | 会議室、市民サービスコーナー、男女ステーション |   |

」

改める。

別表第 2 中

「

|        |            |            |            |
|--------|------------|------------|------------|
| 南プラザ   |            |            |            |
| 多目的ホール | 2, 6 0 0 円 | 3, 5 0 0 円 | 3, 5 0 0 円 |
| 会議室    | 1, 4 0 0 円 | 1, 8 0 0 円 | 1, 8 0 0 円 |
| 和室     | 1, 4 0 0 円 | 1, 8 0 0 円 | 1, 8 0 0 円 |
| 調理実習室  | 1, 7 0 0 円 | 2, 3 0 0 円 | 2, 3 0 0 円 |

を

」

「

|        |            |            |            |
|--------|------------|------------|------------|
| 南プラザ   |            |            |            |
| 多目的ホール | 2, 6 0 0 円 | 3, 5 0 0 円 | 3, 5 0 0 円 |
| 会議室    | 1, 4 0 0 円 | 1, 8 0 0 円 | 1, 8 0 0 円 |
| 和室     | 1, 4 0 0 円 | 1, 8 0 0 円 | 1, 8 0 0 円 |
| 調理実習室  | 1, 7 0 0 円 | 2, 3 0 0 円 | 2, 3 0 0 円 |
| 駅前プラザ  |            |            |            |
| 会議室    | 8 0 0 円    | 1, 0 0 0 円 | 1, 0 0 0 円 |

に

」

改め、同表備考第 1 項中「談話室・音楽練習室」を「談話室・音楽練習室及び会議室（駅前プラザに限る。）」に改める。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 3 0 年 4 月 1 日から施行する。  
（くにたち駅前市民プラザの供用開始）
- 2 くにたち駅前市民プラザの供用開始の日は、平成 3 0 年 5 月 1 4 日とする。